

密集市街地等の耐震化は補助金を上乗せします！！

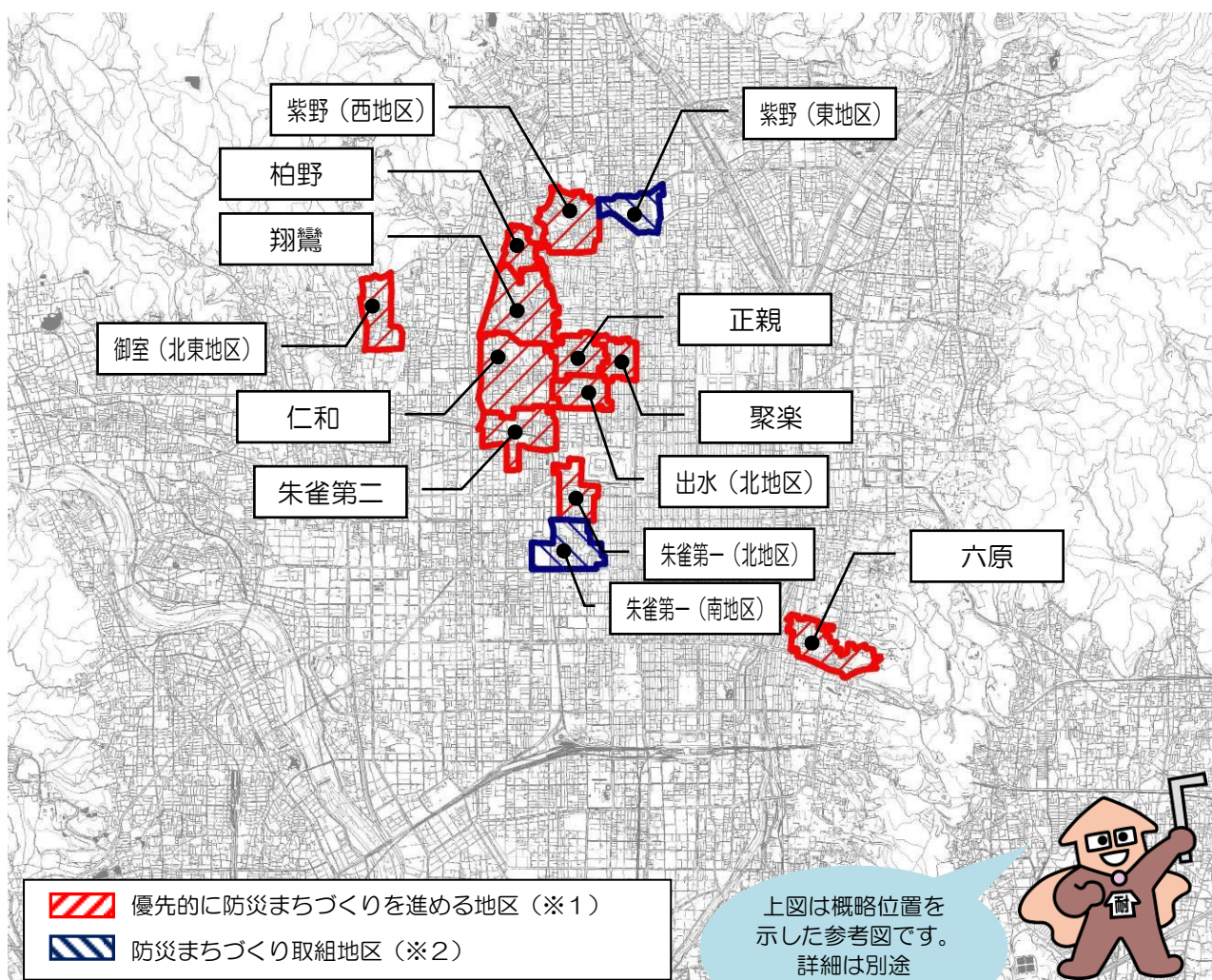
密集市街地等で、一定の防火対策を行う場合、「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」、「木造住宅耐震改修助成事業」及び「京町家等耐震改修助成事業」の補助金を上乗せします！

【1】 上乗せの対象となる密集市街地について

上乗せの対象となる密集市街地は、以下の①「優先的に防災まちづくりを進める地区」と②「防災まちづくり取組地区」です。

① 優先的に防災まちづくりを進める地区（以下「優先地区」という。）（※1）

以下の11地区です。



② 防災まちづくり取組地区（※2）

地域の方々が主体となって、優先地区と同等に防災まちづくりの取組を進める地区
 朱雀第一（南地区）及び紫野（東地区）が認定されています。

（平成29年4月1日時点）

- （※1） 「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」（平成24年7月京都市策定）に定める「優先的に防災まちづくりを進める地区」のこと。これらの地区では、京都らしい風情や地域コミュニティを維持・継承しながら、地区全体の防災性の向上を図ることを目的に、地域と行政の連携の下、防災まちづくりを進めています。
- （※2） 京都市密集市街地・細街路における防災まちづくり推進制度実施要綱（以下「防災まちづくり実施要綱」という。）第9条第1項の規定に基づく認定を受けた防災まちづくり活動団体の活動区域のことをいいます。

【2】 補助金の上乗せについて

● まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業

| | |
|----------|------------------------------|
| 対象建築物 | 優先地区又は防災まちづくり取組地区内の木造住宅 |
| 工事の要件 | 耐震改修に併せて一定の防火対策を行うこと。（【3】参照） |
| 補助金の上乗せ額 | 補助額の1/2相当（最大15万円）上乗せ |

例) 屋根の軽量化（20万円）＋屋根構面強化（10万円）＝補助額 30万円

優先地区等で一定の防火対策を行うなら ⇒ 30万円＋30万円/2＝45万円

優先地区等の中でも、防災まちづくり重点路線沿道では補助金上乗せ額をより手厚く！

● 木造住宅耐震改修助成事業、京町家等耐震改修助成事業

| | | | |
|--------------|---------|------------------------------------|---|
| 対象建築物 | | 優先地区、防災まちづくり取組地区内又は細街路沿道の木造住宅、京町家等 | 防災まちづくり重点路線（※3）沿道の木造住宅、京町家等 <small>（道路の中心線から2m以上離れているものに限ります。）</small> |
| 工事の要件 | | 耐震改修に併せて一定の防火対策を行うこと。（【3】参照） | |
| 改修後の 構造評点 | 1.0相当以上 | 最大30万円上乗せ | 最大60万円上乗せ |
| | 0.7相当以上 | 最大15万円上乗せ | 最大30万円上乗せ |
| | 1.0相当未満 | | |

（※3） 防災まちづくり実施要綱第13条第1項の規定に基づき認定された「路地・まち防災まちづくり計画」において、地域の防災上重要な路線として位置付けられているもののうち、本市が指定するもの。「路地・まち防災まちづくり計画」の認定を受けているのは、**六原学区、仁和学区、朱雀第二学区、翔鷹学区**の4地区です。（平成29年4月1日時点）

【3】 一定の防火対策とは

次の①又は②のいずれかの工事を実施すること。

- ① 建築物前面の道の避難安全性の向上のため、道からの延焼のおそれのある部分（※4）について行う、以下の(ア)～(ウ)のいずれかの工事
 - (ア) 外壁を防火構造とする工事
 - (イ) 軒裏を防火構造とする工事
 - (ウ) 外壁の開口部に防火設備を設ける工事
- ② 感震ブレーカー（※5）を設置する工事

（※4） 道に面する建築物の部分であって、道の中心線から、1階にあっては3m以下、2階以上にあっては5m以下の距離にある部分をいいます。

（※5） 分電盤タイプで、一般社団法人日本配線システム工業会において定められた「感震機能付住宅用分電盤規格 JWDS0007 付2」のものに限ります。

詳しくは京（みやこ）安心すまいセンターまでお問合せください。

京安心すまいセンター 耐震・エコ助成ホットライン

電話：075-744-1631 FAX：075-744-1637

